

## 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第 4 条の 2 及び大気汚染防止法第 18 条の 15 第 6 項による事前調査結果の報告<sup>注 1)</sup>、労働安全衛生法第 88 条第 3 項（労働安全衛生規則第 90 条第 5 号の二）の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第 3 条第 6 項及び大気汚染防止法第 18 条の 15 第 5 項及び同法施行規則第 16 条の 4 第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：							
届出先及び 届出年月日	東京新宿労働基準監督署	令和	年	月	日	発注者	
	東京 (都) 道・府・県 新宿市(区)	令和	年	月	日	氏名又は名称	
	調査終了年月日	令和	年	月	日	新宿区総務部施設課 係	
	看板表示日	令和	年	月	日	住所	
	解体等工事期間	令和	年	月	日	東京都新宿区新宿五丁目 18 番 21 号	
	石綿除去（特定粉じん排出）作業等の作業期間	令和	年	月	日		
調査方法の概要（調査箇所）						元請け業者（工事の施工者かつ調査者）	
【調査方法】						氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）	
【調査箇所】						住所	
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）						現場責任者氏名	
【石綿含有あり】						連絡場所 TEL	
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他」事項を参照						を石綿作業主任者に専任しています。	
石綿除去作業（特定粉じん排出等作業）の方法						調査を行った者（分析等の実施者）	
石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他					資格、氏名又は名称及び住所	
排集 気じ 装ん 置・	機種・形式・設置数	・機種：集じん・排気装置		・型式		事前調査・試料採取を実施した者	
	排気能力 (m <sup>3</sup> /min)	m <sup>3</sup> /min (1 時間あたりの換気回数 4 回以上)				資格：	
	使用するフィルムの種類及びその集じん効果 (%)					会社名・氏名：	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液： ・固化用薬液：						登録番号：
その他の石綿（特定粉じん）の排出又は飛散の抑制方法	・隔離用シート（厚さ：床 mm、その他 m）・接着テープ 等						住所：
備考：その他の条例等の届出年月日							分析を実施した者
							資格：
							会社名・氏名：
							登録番号：
							住所：
							その他事項
							調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す。
							①目視 ②設計根拠 ③分析 ④材料製造者による証明
							⑤材料の製造年月日

注 1) 工事に係る部分の床面積の合計が 80 m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修工事等の場合